

令和3年度第1回吉田町地域公共交通協議会 議事録（要旨）

日 時：令和4年1月11日（火） 午後2時00分～午後4時00分
会 場：吉田町中央公民館1階ホール
出席者：16人中14人（事務局3人）

配布資料

- ・ 令和3年度第1回吉田町地域公共交通協議会次第
- ・ 令和3年度第1回吉田町地域公共交通協議会出席者名簿
- ・ 令和3年度第1回吉田町地域公共交通協議会議席表
- ・ **別紙**吉田町地域公共交通協議会設置要綱
- ・ **資料No.1**令和5年度、令和6年度、及び令和7年度吉田町生活交通確保計画（案）について
- ・ **資料No.2**地域間幹線系統確保維持改善事業評価基準に基づく地域間幹線系統に係る市町の取組（案）について
- ・ **資料No.3**地域間幹線系統国庫補助路線に係る協調補助について
- ・ **資料No.4**地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定に係る事業）について
- ・ **資料No.5**吉田町地域公共交通計画（素案）について
- ・ 吉田町地域公共交通に関する第3回住民懇談会資料
- ・ バス・タクシー輸送人員及び収入（静岡運輸支局提供資料）

1 開 会（午後2時00分）

事務局進行

2 あいさつ

【会長】

お忙しい中、当協議会に御出席いただき、感謝申し上げます。現在の当町の公共交通は、旧態依然としている。少子高齢化等の今後の人口構造や居住環境の変化を見越して未来の吉田町に合った形の公共交通のあり方を考えなければならない。地域に合った公共交通を作らなければ、まちの発展は進まない。委員

でもある名古屋大学の加藤先生に御助力賜り、地域公共交通計画の策定を行っていく。吉田町の公共交通をより良くするため、委員の皆様から様々な御意見をいただきたい。本日はよろしくお願ひしたい。

3 議事

会長進行

(1) 令和5年度、令和6年度及び令和7年度吉田町生活交通確保計画（案）について

【事務局説明】

資料：資料No.1 令和5年度、令和6年度及び令和7年度吉田町生活交通確保計画（案）について

質疑・意見等

【A委員】(17:30)

この議事(1)を資料No.1で協議する必要があるのか。他市町でも委員に就任しているが、この資料を用いての協議はしていない。もっとわかりやすい資料作りを心掛けて欲しい。

この計画は、国及び県の補助をもらうために提出する書類である。補助金のために事業者は経費適正化を行い、運行の継続に努める。市町は、国県の支援だけでは足りない部分に対して補助をして運行を支援する。それがわかるような資料でなければ議論のしようがない。その詳細説明については、議事(2)(3)で行われるため、来年度以降は、議事の順番を入れ替えた方がよい。また、来年度以降は、計画に基づいて様々な補助等の事業を行っていくため、「町も今後このような支援を行っていくから引き続き支援をお願いします」ということを説明する場になる。そこを事務局が理解した上で、来年度以降は、説明や資料作成を行っていただきたい。

【事務局】

来年度以降は、本資料以外にわかりやすい資料を作成する。

【会長】

「島田静波線」及び「藤枝相良線」について、国庫補助により路線を維持することとし、先ほど事務局から説明のあった「乗合バス路線・自主運行路線調整結果報告書（様式第5号）」及び「生活交通確保計画案（様式第6号）」を計画案のとおり静岡県生活交通確保対策協議会会長に町長名で報告するというところで御異議ないか。

【委員】

異議なし。

【会長】

「異議なし」と認めることとする。

《承認》

- (2) 地域間幹線系統確保維持改善事業評価基準に基づく地域間幹線系統に係る市町の取組（案）について

【事務局、県地域交通課、バス事業者説明】

資料：資料No.2 地域間幹線系統確保維持改善事業評価基準に基づく地域間幹線系統に係る市町の取組（案）について

質疑・意見等

【A委員】

資料No.2の資料を議事冒頭で説明し、それから議事(1)から(3)を行った方がいいと考える。そうすれば、地域間幹線系統確保維持改善事業がどのようなものかわかりやすく、それに対するバス事業者の取組み及び市町取組みがあり、国県町の支援で路線バスを維持していることが委員の皆様にも伝わる。議事(2)を審議するならば資料No.2の前段資料は、報告資料として別冊にする等工夫が必要。吉田町の場合、単独継続困難は2路線だが、それぞれの路線で取組みが異なる部分があるのではないかと。同じような記載内容となっているため、路線ごとの取組み内容に来年度は書き方を改めた方がいい。

【静岡県地域交通課】

A委員の御意見のとおり、資料の構成がわかりにくく申し訳ない。本課作成資料は、静岡県全体として取組みを記載させていただいており、その後バス事業者様の取組み内容を記載いただいている。それぞれがどのような取組みを行ってきたかを自己評価したものが資料No.2の前段である。議事(2)は、事業者県の取組んでいる時期と同時期に町がどのような取組みを行ってきたかを説明し、県に報告する内容を審議していただいている。

【A委員】

様式を変更することは難しいなら、説明時にひと言今年度の取組みである旨を付け加えることが望ましい。また、今年度の取組みであるならば、文末表現は、過去形になる。

【事務局】

これまでの取組みであるため、文末は過去形に改める。今後については、この後御審議いただく「地域公共交通計画」に基づいた事業を実施し、その指数等を明記するようにする。また、年度ごと、路線ごとの具体的な取組みを記載し、皆様の御意見を頂戴しながら次年度に繋げていく形にしたい。御意見いただき、感謝申し上げます。

【会長】

「地域間幹線系統確保維持改善事業評価基準に基づく地域間幹線系統に係る市町の取組（案）」について、先ほど事務局から説明のあった「地域間幹線系統市町取組シート」のとおり静岡県生活交通確保対策協議会会長に報告するという事で御異議ないか。

【委員】

異議なし。

【会長】

「異議なし」と認めることとする。

《承認》

(3) 地域間幹線系統国庫補助路線に係る協調補助について

【事務局説明】

資料：資料No.3 地域間幹線系統国庫補助路線に係る協調補助について

質疑・意見等

【A委員】

まず、言っておかなければならないこととして、この補助金は、令和3年9月までの運行に対する欠損分の補助である。国県の補助金額がわからないと交付申請ができないため、バス事業者には後払いという形になっている。つまり、バス事業者としては、一度借金をしている状態になっている。この協調補助は、今回が初めてではなく、毎年行っているものであるから、次回も行ってもよいかという伺いである。国県の対象期間が会計年度と異なることや金額の確定が年度末になることから、説明がわかりにくくなってしまう。そのため、来年度からは、全体のスケジュールを示して説明するとわかりやすくなる。

【事務局】

御意見をいただいたとおり、委員の皆様にはわかりやすい資料となるよう掲載内容等を見直す。

【会長】

「地域間幹線系統国庫補助路線に係る協調補助について」について、先ほど事務局から説明のあったとおり協調補助を行うということで御異議ないか。

【委員】

異議なし。

【会長】

「異議なし」と認めることとする。

《承認》

- (4) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定に係る事業）について

【事務局説明】

資料：資料No.4 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定に係る事業）について

質疑・意見等

【A委員】

これは、地域公共交通確保維持改善事業のうち計画策定に係る事業の自己評価であるが、無味乾燥な内容で、吉田町地域公共交通計画の策定に係る研究委託を受けているものとしては、申し訳なく思う。国の補助金や我々のような専門家の支援を得て事業を行っているのであれば、それを委員の皆様をはじめとする住民や外部にアピールしなければならない。それが今の資料No.4では伝わらない。自分自身が中部運輸局管内の自治体向けに作成した説明資料で「中部様式」というものがあるが、それを使用して作成した方がわかりやすい。吉田町の場合、作成義務はないが、先程、江間委員に直接確認し、研究受託者の名古屋大学から中部様式を静岡運輸支局に提出させていただく形にしたい。

【会長】

「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定に係る事業）」について、先ほど事務局から説明のあった別添1及び別添1－2のとおり国土交通省中部運輸局に報告するというところで御異議ないか。

【委員】

異議なし。

【会長】

「異議なし」と認めることとする。

《承認》

- (5) 「吉田町地域公共交通計画（素案）」について

【事務局説明】

資料：資料No.5 吉田町地域公共交通計画（素案）について

質疑・意見等

【会長】

評価やスケジュールは、わかりやすいものにしなければならない。「着手」や「完了」という文言だけではわかりにくいのではないか。

【A委員】

会長から発言があったように、計画に基づいて具体的に何を行うかという項目は「アウトプット評価」と言われているもので、年度ごとのスケジュールのような形で示した方がいい。スケジュールで表しておけば、自然とフローチャートのような形になるため、事業の進捗状況を把握しやすい。

寧ろ、中間評価のような形は、数値目標のようなもので、「アウトカム評価」と呼ばれているものである。本計画（素案）の場合は、路線バスの利用者数等がそれにあたる。中間評価を行って、それにより計画の見直しを行うのであれば、令和6年度の中間評価は、令和5年度までの数値に対する評価で、令和7年度・令和8年度で計画を見直すという形になる。

また、本計画に関する研究を受託している身としては、タクシー事業者の皆様のご了承を得た上で、現況の数値を維持するような形で数値目標として、タクシー事業者の利用者数も計画目標に盛り込みたい。

「新しい交通」については、現段階での目標設定は難しいが、何かしら目標設定を行う必要がある。令和6年度までに実証実験を行う等形になればいいと考える。

本計画（素案）の施策部分に関しては、各委員で関係する部分、自分の所属する団体・組織がどの施策に関係しているかを特に見て欲しい。その中で、「このような取組は協力出来る、出来ない」ということを考えて欲しい。また、自分の団体・組織が載っていない施策でも協力出来る部分があれば積極的に手を挙げて欲しい。

計画に載せたことは、行うという「約束事」であるから、やらなければならないこと。ただし、状況が変化することにより計画を行う前提が変化し、目標や施策を変更・改訂する可能性があることは御承知願いたい。

ソフト事業については、委員以外の関係団体・組織とも協力し、事業を行っていく形になるかと思う。無理なく行える範囲で何かアイデアがあれば積極的に教えて欲しい。

「新しい交通」は、現在の計画（素案）では、抽象的であるが、タクシー事業者と協議し、もう少し具体的に記載できたらいいと考える。実施することを前提に、バス路線の見直しを行っていきたい。それによって交通空白地の解消及び改善する。

【会長】

この状態の計画でパブリックコメントを実施しても、わかりにくい。もう少し工夫した状態で出すように。

【A委員】

私が委員をしている他市町では、概要版はA3両面1枚で計画策定の経緯や施策の概要等を説明している。同程度のものではないかと考える。現

在、概要版を用意できていないが、本日の会議では、施策について具体的な意見を出していただければありがたい。

【事務局】

今までの経緯や計画の概要がわかるような計画(素案)及び概要版を作成し、パブリックコメント実施時に提供する。

【B委員】

難しい問題だと思うが、タクシー事業者としては、本当に先の見えない状況である。新型コロナ感染症の影響で、利用者が遠のき、少し良くなってきたかと思った矢先、またブレーキがかかる。市町の方々と一緒に取り組む中で、最優先に考えることは、「お客様(利用者)の安全第一」ということである。利便性向上として、A委員からお話いただいたような施策に取り組むということは、魅力的であるし、若手(40~50歳代)の従業員であれば、興味を持つと思う。しかし、下手な動きをすれば、運輸支局から何か指摘があるのではないかという意識が働いてしまう。ただ、町が積極的に公共交通施策を行っていきたいと考えている上に、アンケート等で住民からも要望があるならば、自分たちの出来る範囲で協力させていただきたい。住民の皆さんが喜んでいただける、「お出かけしたい」と一歩前に踏み出せるようになることはやらなければならない。現実的には、駅やバス停からの「繋ぎ」しか出来ないかもしれないが、出来るだけのことはさせてもらおう。

現在、空港の実証実験で、空港から掛川駅までのシャトルタクシーをやらせてもらっている。掛川駅行きは、予約なしで定時運行である。通常、予約されて送迎することに慣れている従業員が、初めて定時定路線で運行するということは、責任の重さを感じる。路線バスの運転手の苦労を改めて感じる。

【C委員】

今年度末策定までタイトなスケジュールではあるかと思うが、国庫補助金を活用して実施した調査研究事業を基に計画を作成し、策定できればと思う。

計画の施策として、「新しい交通」があるが、国庫補助金のうち活用できるもの、具体的には「フィーダー系統補助」等を活用いただければと考える。フィーダー系統補助は、藤枝相良線や島田静波線のような幹線系統に接続するような形で運行されるバスに対して補助を行う制度である。ただし、この補助金を活用するためには、公共交通計画に重要性を記載する必要があることから、「新しい交通」が具体的な方向性が決定してからという形になると思われる。

【D委員】

他市町からも計画の策定について様々なお話をいただいているところではあるが、吉田町が一番進んでいるのではないかと感じている。特に通学定期券の購入補助に関しては、中部地区で実施している市町はないため、是非とも先頭

を切って行って欲しいと考えている。それぞれの市町の計画を行っているため、近隣の市町がどのような計画を策定しようとしているか、お互い案外知らないものである。例えば、バス路線の見直しでは、ある自治体で考えている路線の見直しと他の自治体で考えている路線の見直しが異なっているという状態があったりする。関連する自治体間での情報共有をお願いしたい。

【会長】

ただ今の御意見についてだが、当町は、非常にコンパクトな町となっており、バス路線についても非常にコンパクトにまとまっている。近隣市を考慮しなければならぬことではあるが、町内のバス路線の見直しは可能ではないかと考える。

【A委員】

バス事業者としては、バス路線ごとで考えていることではあり、また、吉田町のバス路線は、幹線系統であり、複数市町を通る路線であるから、国県市町が連携してどのようにバス路線を維持していくかを協議しなければならない。

他県の状況ではあるが、現在、長野県では、県下を10ブロックに分けて計画を策定しようとしている。幹線系統については、ブロックごとの検討事項としており、全体としてどのようにしていこうかという検討を行っている状況である。

【会長】

今後、パブリックコメントで出される計画（素案）に関しては、事務局に一任いただき、2月1日から実施するというので、御異議ないか。

【委員】

異議なし。

【会長】

「異議なし」と認めることとする。

《承認》

4 その他

5 閉会（午後4時00分）